

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
1 しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	・しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 ・しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討	市民活動支援課	【しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充】 ○情報収集発信機能の強化 ホームページ、フェイスブック、まちサポ通信の発行、コミュニティ図鑑更新 ○交流事業 やってみよう座談会、まちサポひろば ○育成事業 主催者向けZOOMオンラインミーティング講座／まちサポオンラインサロンVOL.2 ZOOM主催者向け講座／補助金等チャレンジ講座／ポスターチラシ作成講座 【しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討】 実績なし	4	まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充については左記のとおり実施した。 ボランティアセンターとの連携については、コロナ禍の中、多くの事業が中止、縮小されたことなどから情報共有にとどまり、具体的な検討を行うまでには至らなかったため、目標未達成とした。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・後期実施計画に基づいて取り組んでいく。
2 提案型協働事業補助制度の推進	・補助制度の検討・設計	市民活動支援課	【補助制度の検討・設計】 ・職員への協働のまちづくり研修を通じて、協働の考え方の理解を図った ・他市町村の類似制度の情報収集 ・市民団体活動支援補助金交付実績のある団体を想定し、地域課題を解決できる協働分野等の検討	4	現在行っている市民団体活動支援補助金の応募団体が減少するなど、コロナ禍の中、団体活動の継続が難しい状況が見受けられる。 一方限られた財源の中、補助金の交付形態を提案型に捉われず、市が行政課題を示し、それを解決する団体を募集する制度も求められていることから、現在の補助制度の見直しを含めて、様々なニーズに対応した補助制度を検討していく。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・後期実施計画に基づいて取り組んでいく。
3 参加型講座の実施	・市民講師による講座の実施 ・市民とともに検討した講座の開催	生涯学習課	【市民講師による講座の実施】 ○白井市民大学校での市民団体や市民講師の活用 いきいきシニア学部 4講座／18講座 ささえあい発見学部 6講座／17講座 【市民とともに検討した講座の開催】 ○市民大学校での受講生による講座内容の決定（2講座／17講座） ささえあい発見学部において、受講生が興味・関心のあることについてアンケートを実施し、講座内容を決定	2	左記のとおり実施したことから目標達成とした。 市民大学校では、自主的な学習の実践や、地域での愛着と生きがいのある地域生活の実践を目指していることもあり引き続き市内で活動している団体や市民を活用し実施していく。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。
4 市民が市民を支える寄附の仕組みづくり	・市民活動を支援する寄附の仕組みの検討	市民活動支援課	【市民活動を支援する寄附の仕組みの検討】 ・他市町村の類似制度の情報収集 ・寄附制度を通じた市民活動の支援と市民活動団体の自立についての調査・研究	5	白井市の市民団体の取り巻く状況から市単独で寄附制度を設けることは難しいと判断した。 一方、近年ではクラウドファンディング等資金調達の方法が多様化していることから、取組終了とする。

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
5 地域コミュニティの必要性の啓発	・各課が事業を実施する際にチラシを配布 ・転入者へ自治会加入チラシの配布 ・各センターによる地域コミュニティ事業の実施	市民活動支援課	【各課が事業を実施する際にチラシを配布】 実績なし 【転入者へ自治会加入チラシの配布】 市民課での転入手続きの際に、転入者へ自治会加入チラシを配布 【各センターによる地域コミュニティ事業の実施】 実績なし	4	【各課が事業を実施する際にチラシを配布】 コロナ禍により人を多く呼び込む事業実施が難しい状況であり、且つ、当課の方針として自治会配布・回覧を中止している状況であることから実施に至らなかった。 【各センターによる地域コミュニティ事業の実施】 防災関係の事業について、一部自治会と協力して実施をしようという話はあった。しかし、コロナ禍により周知の段階から難しい状況があり、実施には至らなかった。 以上のことから目標未達成とした。 ●今後の位置付けについて 課の通常業務として取り組んでいく。
6 職員のコーディネート人材の育成	・基本研修の実施 ・専門研修の実施	市民活動支援課	【基本研修の実施】 コーディネート型人材職員育成研修の実施 ・多様な課から合計18名の参加があり、コーディネートスキルを高めた。 また、会議や話し合いをうまく進め、活性化させるファシリテーション技術の基本を習得し、地域づくりにおいて地域や市民との協働に必要な対応力について理解を深めた。 【専門研修の実施】 実績なし	4	【基本研修の実施】 コーディネート型人材職員育成研修については以下を対象者として引き続き取り組んでいく。 ・平成21年度以降入庁した職員で、市民活動支援課で指名する職員（当研修を未受講の者：20名ずつ5か年計画で対象職員を全員指名予定） ・市民や地域、地域の各種組織（団体）等とともに、協働してまちづくりの推進を担う職員や各課等の計画等策定に携わる職員で受講を希望する者 ・各センター職員及び社会福祉協議会職員 【専門研修の実施】 コロナ禍の影響により、グループワーク等が難しい状況であり、通常時の講習に比べ習熟度に影響があることから実施を見送ったため、目標未達成とした。 ●今後の位置付けについて 総合計画・総合計画実施計画に基づいて取り組んでいく。
7 地域担当職員制度導入による地域づくり支援	・モデル小学校区（2校区）での地域担当職員制度の実施	市民活動支援課	【モデル小学校区（2校区）での地域担当職員制度の実施】 モデル小学校区（2校区）にて地域担当職員制度を実施し、以下のとおり会議へ参加 ○大山口小学校区担当職員 7回の設立準備会、12回の事務局会議、8回のチーム会議、2回のまちづくり計画検討会議、設立総会、1回の運営委員会、6回の部会 ○白井第三小学校区担当職員 6回の設立準備会、9回の事務局会議、8回のチーム会議、12回の検討委員会、設立総会、1回の役員会、6回の部会	2	支援職員により支援を行い、小学校区まちづくり協議会がモデル小学校区（2校区）に設立されたことから目標達成とした。 令和4年度に設立推進小学校区（1校区）を選定する際には、支援職員を募集し、協働によるまちづくりの推進をしていく。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。
8 まちづくり協議会設立の促進	・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（2小学校区） ・白井第二小学校区によるまちづくり協議会設立支援 ・地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整	市民活動支援課	【モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（2小学校区）】 （令和4年2月） 白井第三小学校区まちづくり協議会の設立 大山口小学校区まちづくり協議会の設立 【白井第二小学校区によるまちづくり協議会設立支援】 （令和4年1月） 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会の設立 【地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整】 実績なし	4	【モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（2小学校区）】 設立が完了した。 【白井第二小学校区によるまちづくり協議会設立支援】 設立が完了した。 引き続き、設立推進小学校区の協議会設立に向けた支援を行っていく。 【地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整】 3つのまちづくり協議会の設立が1月から2月と年度の後半であったことから、既存の取り組みとの調整に至らなかった。 このことから目標未達成とした。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
- ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
9 市民との話し合いの方法の見直し	・市民が歩いて行ける距離での説明会などの開催 ・各課の業務におけるワークショップによる話し合い方法の活用 ・世代や分野に応じた資料の作成	関係各課	ワークショップの実施：13件	2	左記のとおり実施できたことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 各課の通常業務として取り組んでいく。
10 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの更なる連携に向けた協議	・社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの協議の場で、情報共有や連携の充実を図る	社会福祉課	【社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの協議の場で、情報共有や連携の充実を図る】 ・会議や研修会などで社会福祉協議会と健康課題や取組の共有を図った。 ・子どもや子育て世代を主な対象として作成した白井梨トレ体操第2の活用についても、地域住民の集まりが中止となっていたため、梨業組合および商工会の協力を得て、リーフレット配布等をおし啓発活動を実施 ・多様な主体による見守り・助け合い活動の創出を支援する生活支援サービス体制整備事業を社会福祉協議会へ委託し、活動や運営、市民への周知について協議を実施 ・住民による定期的な訪問や地域の団体による電話等による見守りを行う一人暮らし高齢者等見守り事業について、地区のニーズのある高齢者に対する電話による見守りの実施し、連携について地区社会福祉協議会へ依頼	2	左記のとおり実施できたことから目標達成とした。 引き続き様々な会議の場などで情報を共有し、課題解決への検討など連携の充実を図り、同様の取組を行っていく。 ●今後の位置付けについて 情報提供計画に基づいて取り組んでいく。
11 行政組織の見直し	・行政組織の見直しの検討・実施 ・課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討	総務課	【行政組織の見直しの検討・実施】 財政健全化の取組等のための適正な定員管理を行いながら、効率的・効果的な組織体制を構築するため、行政組織再編検討委員会を3回開催して議論を行い、令和4年度からの組織体制の見直しを以下のとおり実施 ・産業振興課に企業誘致推進室を新設 ・子育て支援課に家庭児童相談室を新設 ・こども発達センターを障害福祉課に移管など 【課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討】 主な実績なし ※備考欄に記載の理由から本目標は達成されていると考える。	2	【行政組織の見直しの検討・実施】 左記のとおり実施した。 【課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討】 本取組について、新しい制度の創設等は特に行わなかった。 しかし、元々本市における行政組織はいずれも恒久的な設置を前提としているものではない。 行政組織については毎年度見直しの検討を行っており、比較的新しい組織であっても、必要性が薄ければ廃止することになる。 また、現行の意思決定方法（行政経営戦略会議等）により、予め設置年限を定めて組織を設置することも不可能ではない。 さらに、前年度に予期できないような突発的な業務需要に対しても、併任辞令の発令等によって柔軟に対応しているところである。 このように、特段に新たな仕組みを設けなくても、課題解決やプロジェクト実施のための期間限定の行政組織は設置できる体制は確保されている。 以上のことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 課（行政組織再編検討委員会事務局）の通常業務として取り組んでいく。

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
12 適材適所な人事配置	・「人材育成基本方針」の見直し ・「人材育成基本方針」に基づく研修の実施 ・新たな人事制度の情報収集、検討	総務課	【「人材育成基本方針」の見直し】 令和2年12月に完了済 【「人材育成基本方針」に基づく研修の実施】 外部の研修機関での階層別研修及び専門研修への参加を実施 また、職員向け研修会や説明会を実施 主な例 ○外部研修 ・千葉県への研修派遣（年間通じて） ・千葉県自治研修センター ・市町村アカデミー ・自治大学校（基本法制研修） などでの研修受講や階層別研修の受講 ○内部研修 ・後期基本計画職員研修会 ・まちづくり職員説明会 ・働き方改革研修会 ・メンタルヘルス研修会 ・災害応急対応に係る職員研修会 などの研修受講 【新たな人事制度の情報収集、検討】 情報収集のため、人事係職員が以下の研修に参加 ・人材育成専門家講演会 ・新任担当者のための地方公務員の人事 ・給与講座 ・人事管理研修会 ・女性活躍推進セミナー など	2	【「人材育成基本方針」に基づく研修の実施】 左記のとおり実施できたことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 人材育成基本方針に基づいて取り組んでいく。
13 現場主義職員の育成	・「人材育成基本方針」の見直し ・現場主義職員の育成の検討 ・現場主義職員の育成の実施	総務課	【「人材育成基本方針」の見直し】 令和2年12月に完了済 【現場主義職員の育成の検討及び実施】 ・人材育成基本方針で、組織が求める姿として「現場主義」としていることを事務連絡の際に庁内システムで複数回職員に周知 ・人材育成基本方針に定めた「白井市職員のあるべき姿」のPR用動画を作成し、視聴することで認知度を上げるための取組を実施	2	【現場主義職員の育成の検討及び実施】 全職員を対象とした協働のまちづくり研修で、当市は市民参加や協働によりまちづくりを進めていることの周知が図られたとともに、まちづくり支援職員制度の説明会を通じて、当該まちづくり支援職員制度は現場主義職員の育成に寄与するものであることが周知され、これまでやや漠然としていた「現場主義」を具体的に職員に示し、意識づけることができた。 以上のことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 人材育成基本方針に基づいて取り組んでいく。
14 職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	・「人材育成基本方針」の見直し ・地域の活動に参加しやすい仕組みの検討 ・地域の活動に参加しやすい仕組みの推進	総務課	【「人材育成基本方針」の見直し】 令和2年12月に完了済 【地域の活動に参加しやすい仕組みの検討】 第4次特定事業主行動計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定したことから、職員に改めて内容を周知（「子ども・子育てに関する地域活動への貢献」を取組の一つに位置付けしている） 【地域の活動に参加しやすい仕組みの推進】 ・特定事業主行動計画では、誰もが働きやすい職場環境として、休暇をとりやすい職場風土の形成が大切であることから、管理職員向け説明会を実施し、計画の概要説明をしたほか、イクボスとして職員の業務の調整等をマネジメントする役割が求められていることの意識づけを実施 ・特定事業主行動計画及び仕事の両立支援のための制度を周知	2	【地域の活動に参加しやすい仕組みの検討及び推進】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 人材育成基本方針に基づいて取り組んでいく。

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
15 人材の積極的な確保	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員の採用	総務課	【豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保】 任期付職員として専門職の採用を実施 ・一般任期付職員（土木技師）1名 ・一般任期付職員（心理発達相談員）1名 ・一般任期付短時間勤務職員（保育士）2名 ・育休任期付職員（保育士）1名 など 【社会人経験者枠による職員の採用】 正規採用において「社会人経験者枠」としての採用は行っていないが、新規採用職員の年齢を上級では34歳まで、初級では20歳までとすることにより社会人経験を持つ職員の採用を実施	2	【豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保】及び【社会人経験者枠による職員の採用】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 人材育成基本方針に基づいて取り組んでいく。
16 使用料・手数料の見直し	・定期見直しによる使用料等の条例改正 ・使用料等の額の変更の周知	財政課	【定期見直しによる使用料等の条例改正】 見直し時期の変更について、行政経営戦略会議に付議 その結果、令和4年度利用実績及び決算を用いて、令和5・6年度に見直しを行い、改定の必要がある場合は令和7年度4月改定とすることに決定 【使用料等の額の変更の周知】 実績なし（見直し時期を変更したため）	3	【定期見直しによる使用料等の条例改正】 計画では、令和2年度決算及び利用実績をもとに、令和3年度及び4年度において使用料・手数料の見直し（確認）を行い、改定の必要がある場合は、令和5年4月施行を予定していた。 しかし、令和2年度利用実績及び決算については、新型コロナウイルス感染症の影響から、通常の年度の利用実績及び決算と異なることから、適正な原価（コスト）を算定できず、令和3年度利用実績及び決算についても、同様の状況が想定される。 そのためスケジュールを変更し、令和4年度利用実績及び決算を用いて、令和5年度及び令和6年度に見直し作業を行うこととした。（見直しの結果、改定の必要がある場合は、令和7年4月改定とする。） 以上のことから目標未達成とした。
17 将来負担の抑制	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みによる予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入を実施	財政課	【公共施設等総合管理計画に基づく取り組みによる予算配分】 公共施設等の整備や大規模な改修の予算要求は原則として実施せず、各個別計画や行政経営戦略会議で承認された事業のみを実施 【事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入を実施】 借入については、前年度の借入残高や決算状況を分析し、将来負担の適正化を踏まえて金額の設定を実施	2	【公共施設等総合管理計画に基づく取り組みによる予算配分】及び【事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入を実施】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 課の通常業務として取り組んでいく。
18 土地利用の促進	・具体的施策・組織の検討と決定 ・具体的施策の実施	都市計画課	【具体的施策・組織の検討と決定】 ・土地利用の促進に向けて、産業振興課と共に千葉県都市計画課、企業立地課、農地農村振興課等との協議を実施 ・令和4年度から土地利用の促進や企業誘致に専従する組織として、産業振興課内に企業誘致推進室を設置	2	【具体的施策・組織の検討と決定】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 今後も土地利用の促進のため土地利用規制誘導策を実施する必要がある場合等は引き続き連携して取り組んでいく。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。
19 農商工連携による農産物販路の拡大	・農産物加工の取組希望の事業者の支援	産業振興課	【農産物加工の取組希望の事業者の支援】 実績なし	4	新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、農産物加工の取組が思うように進まず、事業者を支援することが困難なことから実施できなかったことから目標未達成とした。 なお、コロナ禍における対応策として、農産物販路拡大支援事業補助金を実施して、意欲のある農業者の支援を行った。 ●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
20 公有財産の有効活用	・公有財産の貸付等の実施	公共施設マネジメント課	【公有財産の貸付等の実施】 ○行政財産の貸付（2ヶ所） ・印西警察署分庁舎 1,511,994円 ・白井市役所売店 420,000円 ○普通財産（26ヶ所）1,817,051円 合計効果額：3,749,045円	1	左記のとおり実施したことから目標達成とした。
21 普通財産の売却	・給食センター跡地の利活用 ・不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却	公共施設マネジメント課	【給食センター跡地の利活用】 駅周辺地域活性化プロジェクトチーム（企業誘致推進室）と連携し、給食センター跡地にてトリアルサウンディングによる地域の市場性調査の実施等について検討（給食センター跡地については普通財産として一時貸付の実績あり） 【不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却】 売却予定地（笹塚3丁目109-2）の不動産鑑定及び測量を実施	3	【給食センター跡地の利活用】 また、給食センター跡地の利活用について、西白井駅周辺の公共施設の状況を踏まえ、駅周辺地域活性化プロジェクトチームと連携し引き続き検討していく。 【不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却】 活用予定のない集会所用地の売却を検討するため、不動産鑑定及び測量を実施したが売却には至っていないことから目標未達成とした。
22 補助金・扶養費の見直し	・予算編成時の既存補助金の確認 ・扶助費の見直しの実施	財政課	【予算編成時の既存補助金の確認】 市が任意で実施している補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、予算編成時に公益性、公平性、有効性といった観点から確認し、見直しを実施 【扶助費の見直しの実施】 扶助費については、任意的な部分について、「扶助費のあり方」に基づき、予算編成時に対象者やどういった所得制限を設けているか、近隣他市の動向などを考慮し、費用対効果を踏まえ必要性を確認し、見直しを実施	1	左記のとおり実施したことから目標達成とした。 なお、令和4年度には社会情勢の変化等を踏まえ、補助金の見直しを実施する。
23 公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化	・公共施設マネジメント目標の取り組み	公共施設マネジメント課	【公共施設マネジメント目標の取り組み】 ・公共施設個別施設計画に基づき工事の実施 ・次年度計画されている設計に向けて、施設の持つ問題点等の整理、発注への準備等を行い、施設の長寿命化対策を実施 ・公共施設包括管理業務委託を導入し、事務負担の軽減を図った ・民間事業者の持つノウハウを活用し、設備機器などの点検報告についてクラウドシステムを活用し、ペーパーレス化することによって環境負荷低減への取組となるとともに蓄積されるデータを今後の施設の維持保全に活用が可能な提案。また、緊急的な故障などへの迅速な対応が取れる提案として市内に点検作業員を常駐させる提案などを取入れ、施設情報の一元化を図り、公共施設の維持管理業務を効率的に進める体制を構築した	2	左記のとおり実施したことから目標達成とした。 ●今後の位置付けについて 公共施設個別施設計画に基づいて取り組んでいく。
24 事業主体の検討と決定	・アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 ・事業主体・手法の決定と実施	財政課	【アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較】 ・ワクチン接種に係る事務について、電話対応をコールセンターに委託（健康課） ・中小企業一時支援金に係る事務について、一部事務作業を委託（産業振興課） 【事業主体・手法の決定と実施】 所管課と調整のうえ、以下の施設の運営方法等の検討について、第2次行政経営改革実施計画に位置付けて進めていくことを決定 ・保育園（保育課） ・学童保育所（保育課） ・障害福祉センター（障害福祉課）	1	【アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較】 新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、既存の業務をアウトソーシング化するまでには至らなかったが、ワクチン接種、中小企業一時支援金等といった臨時的に発生した業務については、一部民間委託により実施した。 【事業主体・手法の決定と実施】 事業主体・手法の決定と実施については、検討する施設をそれぞれ第2次行政経営改革実施計画に位置付けて取り組んでいくこととした。 以上のことから目標達成とした。

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）
- ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
25 公の施設の運営方法の検討と実施	・ 保育園の運営方法等の決定 ・ 学童保育所の運営方法等の決定	保育課	<p>【保育園の運営方法等の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の公立保育園の課題等の整理を実施（保育課職員、公立保育園園長、副園長、市研究員（川村学園准教授）を中心として、課題の整理・調査・研究を実施） <p>【学童保育所の運営方法等の決定】</p> <p>学童保育所については、平成29年度から事業者が運営することとなり、令和2年度末までの契約期間では、委託と指定管理者制度による運営の比較ができていない。</p> <p>ただし、運営委託でも事業者運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全なサービスの提供」「保護者負担の軽減」が達成できていたことから、令和3年度以降も委託による運営を継続することとした。</p>	3	<p>【保育園の運営方法等の決定】</p> <p>保育園の運営方法等については、第2次行政経営改革実施計画に位置付けて令和6年9月までに決定する。</p> <p>保育園の運営方法を決定するためには、公立保育園の課題を整理検討し、公立保育園のあり方を明確にしていく必要があるため、令和5年度にかけて検討を行い、その結果をもとに運営方法を決定していく。</p> <p>【学童保育所の運営方法等の決定】</p> <p>学童保育所の運営方法等については、当面は運営委託とすることとしており、第2次行政経営改革実施計画に位置付けて令和6年9月までに決定する。</p> <p>以上のことから目標未達成とした。</p>
26 福祉部・健康子ども部窓口業務の委託の検討と実施	・ 福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入の検討と決定 ・ 福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入準備	社会福祉課	<p>【福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入の検討と決定】</p> <p>福祉部・健康子ども部部課長会議にて、検討の中止を決定</p> <p>【福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入準備】</p> <p>導入の検討を中止したことから実施せず</p>	5	<p>【福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入の検討と決定】</p> <p>市の現状を踏まえると準備段階から大きな財源が必要となることが見込まれ、近年のデジタル化の推進、更にコロナ禍において複雑化、複合化している相談に対する支援を窓口業務委託で担うことは難しく、職員が当たること望ましいと判断した。</p> <p>なお、デジタル化の進展については未だ不透明なところがあることから、窓口業務委託化については検討を中止することとした。</p> <p>以上のことから目標未達成、取組終了とした。</p>
27 市民課窓口・証明書窓口業務の委託の検討と実施	・ 市民課窓口・証明書窓口の委託の試行実施の準備	市民課	<p>【市民課窓口・証明書窓口の委託の施行実施の準備】</p> <p>（令和3年4月～6月）委託内容の検討 （令和3年7月）委託料の算定 （令和3年8月）財政課との協議 （令和3年11月）他市窓口委託視察（印西市役所市民課）</p>	5	<p>【市民課窓口・証明書窓口の委託の施行実施の準備】</p> <p>検討の結果、委託の目的である「コスト及び人員の削減」、「行政サービスの向上」の効果が見込めないため、一旦事業終了とする結論に至った。</p> <p>今後、全国の自治体のシステムが標準化される予定であり、業務委託を行う場合も適正な競争環境の中で、より最適な業者を選択できるようなことが期待できるため、その際には委託可能な業務を改めて精査し、検討することとしたい。</p> <p>以上のことから目標未達成、取組終了とした。</p>
28 事務事業評価の実施	・ 事務事業評価の実施	企画政策課	<p>【事務事業評価の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期実施計画最終年度である令和2年度の評価を実施 ・ 第5次総合計画の重点戦略事業50事業について、事業の所管課長が必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づき評価を実施 ・ 企画政策課が事業の所管課とヒアリングを実施（3日間）し、所管課の評価内容の妥当性や事業の進捗状況を確認し、後期実施計画に着実につながられるよう協議 ・ 事務事業評価シートを市議会に提供し、10月の決算特別委員会で活用、また市HP等で公開 ・ 評価者も市民もよりわかりやすい評価となるように事務事業シートの見直しを実施 ・ 重点戦略事業及び分野別事業について見直しを行うプロジェクトチームの結成を決定 	2	<p>【事務事業評価の実施】</p> <p>左記のとおり実施したことから目標達成とした。</p> <p>令和3年度に引き続き、事務事業評価を所管課長に実施してもらうとともに、全庁的に問題や課題を共有できるように、施策ごとに担当者を集め、各事務事業評価に対して意見交換や課題の共有を行い、連携を意識してもらう。</p> <p>また、立場を超えてより多角的に評価・見直しを行うために、課長級職員から選出されたプロジェクトチームを結成し、重点戦略事業及び分野別事業の見直しを2カ年かけて行っていく。</p> <p>●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。</p>

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
 4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
 5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
29 外部評価と内部評価の実施	・内部評価、外部評価の実施	企画政策課	<p>【外部評価の実施】 実績なし（総合計画後期実施計画の初年度であったため、実施せず）</p> <p>【内部評価の実施】 ・令和3年度から第5次総合計画後期基本計画が開始したことに伴い、よりプロジェクト内及び施策内の連携を意識づけるため、複数の施策があわさった3つのプロジェクトごとに担当者を集め、課題の共有、解決策の模索を実施 ・令和4年度からの第5次総合計画後期基本計画の施策評価の開始にあわせて、評価者と市民のいずれからもよりわかりやすい評価となるように施策評価シートの見直しを実施</p>	2	<p>【外部評価の実施】及び【内部評価の実施】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 第5次総合計画前期基本計画時と同様に、後期基本計画においても施策の担当部長を中心に、施策の1次評価を行うとともに、部長職等を中心とした行政評価委員会による内部評価（2次評価）及び総合計画審議会による外部評価（3次評価）をおこなう。 また、全庁的に問題や課題を共有できるように、施策内事業の各担当者を集めて、各事務事業評価に対して意見交換や課題の共有を行い、連携を意識してもらう。</p> <p>●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。</p>
30 事務事業評価シートの簡素化・見える化	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進	企画政策課	<p>【事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進】 主な取組実績については、取組項目【事務事業評価の実施】と同様。</p> <p>その他に ・事務事業シートについては、評価者と市民のいずれからもよりわかりやすい評価となるように従来の○×方式による評価ではなく、文言による評価へと見直しを実施 ・事務事業の上位の施策（長期成果や中期成果）を明示することにより、事務事業の方向性がより明確になるように努めた。</p>	2	<p>【事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 事務事業評価シートについては、総合計画審議会等からも意見を聴きながら、継続的な改善を図り、わかりやすいシートになるよう努める。</p> <p>●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。</p>
31 市政に関する市民意向等の把握と公表	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施	企画政策課	<p>【しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施】 ・年間を通して9件のアンケートを実施 主な例 ・若い世代の移住・定住に関するアンケート ・みどり保全に関するアンケート ・拠点づくりに関するアンケート ・ふるさと納税に関するアンケート など</p> <p>(令和3年4月～令和4年3月) 本庁舎1階デジタルサイネージ及び白井駅・西白井駅ラックにてeモニター募集のチラシ等を頒布(令和4年1月) 新成人に対して、配布物としてeモニター募集のチラシを封入</p>	1	<p>【しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 令和2年度から指定期間のアンケートの回答率が一定割合を超えた場合にプレゼント抽選を行う制度を創設したところ、モニターの登録数を増やすことはできた。一方で、一度登録したモニターの現在の状況が把握できていないこと等から回答数・回答率が低下傾向にあるため、アンケート結果の有効性を高めるためにも、モニターの刷新を図っていく。各課の協力を得て、様々な機会を捉えて周知に努めていくとともに、積極的な活用を促す。</p>
32 事業のスクラップ・リセットの徹底	・後期実施計画の策定	企画政策課	<p>【事業のスクラップ・リセットの方法の見直し】 ○戦略事業・分野別事業共通 主な取組実績については、取組項目【事務事業評価の実施】と同様。 その他に、従来の分野別事業独自の簡易的な評価シートから、評価項目等を戦略事業にあわせることで市民が事務事業評価シートを見たときにより理解しやすくなるように改良するとともに、評価をより緻密に行うことで、事業のスクラップ・リセット等の方向性を反映しやすい形式にした。</p>	1	<p>【事業のスクラップ・リセットの方法の見直し】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。 令和3年度に見直しを行った事務事業評価シートや、新たに創設した事務事業見直しプロジェクトチームの制度を活用して、第5次総合計画後期基本計画実施計画の事業見直しを着実にやっていく。</p>

令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告に係る調書

【評価】

1. 目標達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
2. 目標達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
- ※「計画」は第2次行政経営改革実施計画を指します
3. 目標未達成（計画に位置付ける／引き続き取り組む）
4. 目標未達成（計画に位置付けない／引き続き取り組む）
5. 目標未達成（取組終了とする）

取組項目名	取組目標	担当課	取組実績	評価	目標達成状況・今後の方針
33 学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施	・自校方式における給食費の公金化 ・桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査・検討の開始	教育支援課	<p>【桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査・検討の開始】 （令和3年6月）</p> <p>第3回桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会開催</p> <p>・説明事項として①市の子育て施策について ②市の財政状況について ③学校での食育の取組についての3点について市から説明</p> <p>・無作為抽出の市民アンケート実施に向けて、説明資料やアンケート内容の検討を行い、検討内容を基に7月から8月にかけて市民アンケートを実施 （令和3年10月）</p> <p>第4回桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会開催</p> <p>・市民アンケートの結果報告</p> <p>・桜台小・中の学校給食に関する桜台の意見として、桜台在住の委員や在住の方からの意見発表を行い、桜台小・中の意見を伺った。 （令和4年1月）</p> <p>第5回桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会開催</p> <p>・今までの検討委員会の内容を踏まえ、桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方についての検討を実施</p> <p>・今後まとめていく提言書の方向性のイメージが示された。</p>	2	<p>【桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査・検討の開始】 左記のとおり実施したことから目標達成とした。</p> <p>あり方検討については、当初の予定どおり進んでいる。</p> <p>令和4年度では、2回の検討委員会を経て提言書をまとめ、9月には教育委員会に提出予定である。</p> <p>●今後の位置付けについて 第5次総合計画・第5次総合計画後期実施計画に基づいて取り組んでいく。</p>